

協会けんぽ岐阜支部に加入の皆さまへ

令和7年7月(岐阜支部加入者は10月)より 「資格確認書」を順次発送します

令和7年12月2日より健康保険証は使用できなくなります。
マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には
「**資格確認書**」が必要です。

※「資格確認書」は従来の健康保険証と同様のプラスチックカード型(黄色)
※従来の健康保険証は令和7年12月1日まで使用できます

■ 対象者

令和6年11月30日までに加入された方のうち、令和7年
4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない加入者様

■ 送付先

被保険者住所宛にお送りします。

※不着となった場合、事業所宛に再送付します。

Q 今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月2日以降は**ご自身で破棄**してください。

なお、令和7年12月1日までに退職等で資格喪失した場合は、事業所にご返却ください。



全国健康保険協会 岐阜支部
協会けんぽ

Tel.058-255-5155